

# 面的液状化対策パイロット事業交付要綱

制定 令和7年3月31日6都市整区第1241号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は面的液状化対策パイロット事業実施要綱（令和7年3月31日付6都市整区第1240号。以下「実施要綱」という。）第8条の規定に基づき、東京都（以下「都」という。）が面的液状化対策の実施に必要な負担金を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (通則)

第2条 この要綱に基づく負担金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。）及び関係通知によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、実施要綱で使用する用語の例による。

## 第2章 交付対象

### (交付対象事業)

第4条 交付対象事業は、実施要綱第7条第2項により認定された面的液状化対策パイロット事業（以下「パイロット事業」という。）とする。

### (交付対象者)

第5条 負担金の交付対象となる者は、前条の事業を実施する次に掲げるもの（以下「交付対象者」という。）とする。

- 一 区市
- 二 民間事業者等

### (交付対象事業費)

第6条 負担金の交付対象となる費用（以下「交付対象事業費」という。）は、別表1

に掲げる経費とする。

**(別表 1)**

区分	交付対象事業費	
対策工事	面的液状化対策の設計に要する費用	• 実施要綱第7条第2項の認定時に決定した対策範囲・対策工法で行われる工事に要する費用
	面的液状化対策の対策工事に要する費用	

**(負担の限度)**

第7条 この要綱に基づき交付対象者に交付する負担金の額は、交付対象事業費から次に掲げるものを控除した額とする。ただし、交付対象事業費に4分の3を乗じた額を超えないものとする。

- 一 国の社会資本整備総合交付金又は補助金
- 二 他の区市の補助金

### 第3章 手続等

**(負担金の交付申請及び交付決定)**

第8条 実施要綱第7条第2項によりパイロット事業として認定を受けた交付対象者は、面的液状化対策パイロット事業負担金交付申請書(第1号様式)を東京都知事(以下「知事」という。)に申請するものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、負担金の交付を決定し、面的液状化対策パイロット事業負担金交付決定通知書(第2号様式)により交付対象者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定による負担金の交付決定に当たって、実施要綱の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 交付対象者は、次条第2項の全体設計の承認を受けた場合であっても後年度の交付決定を担保するものではないため、交付の申請は年度ごとに行うものとする。

**(全体設計承認)**

第9条 パイロット事業の認定を受け施行しようとする事業において、事業年度が2か

年度以上にわたる場合は、実施要綱第7条第1項の申請に併せて、面的液状化対策パイロット事業全体設計承認申請書（第3号様式）により全体設計承認の申請を行うことにより、初年度に、後年度の設計も含めた審査を受けることができる。なお、本申請を行い、次項による全体設計の承認を受けた内容を変更する場合も同様とし、変更の申請を行うものとする。

- 2 知事は、前項の申請があった場合において、申請書、関係図面等の審査を行い、申請内容を承認するときは、面的液状化対策パイロット事業全体設計承認書（第4号様式）により交付対象者に通知する。なお、全体設計の承認を受けた内容の変更を認める場合も同様とし、交付対象者に通知を行うものとする。

#### **（早期着手交付申請）**

第10条 前条第2項による承認を受けた交付対象者は、前年度からの事業継続など、知事が負担金の交付を決定する前に事業に着手する必要がある場合には、面的液状化対策パイロット事業負担金早期着手申請書（第5号様式）による申請を行うことにより着手することができる。この場合において、交付対象者が交付決定を受けたときは、第8条2項の交付決定の日にかかわらず、4月1日になされたものとみなすことができる。

- 2 交付対象者は、前項の場合において、交付決定を受けるまでの期間（交付決定がなされなかった場合も含む。）に生じたあらゆる損失は自らの責任とすることを了知した上で当該事業に着手するものとする。

#### **（交付決定の変更等）**

第11条 交付対象者は、負担金の交付決定後に交付申請の内容の変更を行う事由が生じた場合は、速やかに面的液状化対策パイロット事業負担金交付決定の変更申請書（第6号様式）に必要な書類を添付し、当該変更について知事に申請するものとする。

- 2 知事は、前項の変更を相当と認めるときは、交付決定の内容を変更し、面的液状化対策パイロット事業負担金交付決定の変更通知書（別記第7号様式）により交付対象者に通知するものとする。

#### **（完了報告）**

第12条 交付対象者は、パイロット事業が完了したとき、又は負担金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに面的液状化対策パイロット事業完了報告書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

### **(補助金の交付額の確定)**

第13条 知事は、前条の規定による完了報告書の提出を受けたときは、完了報告書の内容の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が負担金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、負担金額確定通知書（第9号様式）により、その旨を交付対象者に通知するものとする。

### **(負担金の支払)**

第14条 知事は、前条の規定により確定した金額について、交付対象者からの請求書（第10号様式）による請求を受けたときは、速やかに負担金を支払うものとする。

### **(申請の撤回)**

第15条 交付対象者は、この負担金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議がある場合は、第8条第2項による交付決定通知の受領後7日以内に、面的液状化対策パイロット事業負担金交付申請の撤回申出書（第11号様式）により、負担金の交付申請を撤回することができる。

### **(負担金の交付決定の取消)**

第16条 知事は、交付対象者が次の各号の一に該当する場合は、負担金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 実施要綱第6条で定めた期間にパイロット事業が完了しないとき。
  - 二 偽りその他の不正な手段により、この負担金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
  - 三 この負担金を他の用途に使用したとき。
  - 四 パイロット事業に係る都の指示に従わなかったとき。
  - 五 パイロット事業を中止又は廃止したとき。
  - 六 交付対象者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）等又は暴力団に該当するに至ったとき。
  - 七 以上のほか、この負担金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。
- 2 知事は、前項による負担金の交付決定の取り消しを行ったときは、負担金交付決定取消通知書（第12号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

### **(負担金の返還)**

第17条 知事は、前条の規定により負担金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に負担金を交付しているときは、交付対象者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

### **(違約加算金及び遅延金)**

第18条 知事が第16条の規定により負担金の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定により負担金の返還を命じたときは、交付対象者は、当該命令に係る負担金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該負担金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合は除く。）を納付しなければならない。

2 知事が負担金の返還を命じた場合において、交付対象者が定められた納期日までに納付をしなかったとき、交付対象者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項による年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日の割合とする。

### **(負担金の経理)**

第19条 交付対象者は、都の負担金について経理を明らかにする帳簿及び証拠書類を作成し、負担金の交付日に属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

### **(その他)**

第20条 この要綱に定めるほか、この負担金の交付に必要な事項は知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。